

重大な違反対象物の『公表制度』がはじまります。

～違反対象物の公表制度とは？～

石橋地区消防組合管轄内（下野市・壬生町・上三川町）の建物を安心して利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物を石橋地区消防組合のホームページに公表する制度です。

本制度は、**2020年4月1日から施行し、運用を開始します。**

～公表制度の目的～

消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者へ公表することにより、利用者の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進を図ることを目的としています。

～公表の対象となる建物～

飲食店、物品販売店、旅館、病院などの不特定多数の人が出入りする建物のうち、重大な消防法令違反が認められた建物です。

～公表の対象となる違反～

消防法令で設置義務があるにもかかわらず、以下の消防用設備等が設置されていないものです。

- ・屋内消火栓設備
- ・スプリンクラー設備
- ・自動火災報知設備

※一部未設置は除く。

～公表までの流れ～

- 1 立入検査の実施
- 2 立入検査結果通知書の交付
- 3 関係者に対する公表の事前周知
- 4 立入検査結果の通知から14日経過した日において、なお、当該違反が認められる場合に公表します。

公表は違反の是正が確認されるまで継続します。

～公表する内容～

- 1 建物の名称 【例：〇〇ビル】
- 2 建物の所在地 【例：〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇】
- 3 違反の内容 【例：自動火災報知設備未設置】

リンク先

違反対象物公表制度リーフレット（PDF）

<http://www.119-ifd.or.jp/img/oshirase/leaflet.pdf>

総務省消防庁 違反対象物公表制度（外部リンク）

<http://www.fdma.go.jp/publication/index.html>